

家計の間接税負担と消費税の今後*

— 物品税時代から消費税時代の実効税率の推移 —

上 村 敏 之**

(東洋大学経済学部助教授)

1. はじめに

少子高齢化にともなう社会保障関係費の急増、巨額の財政赤字に対処するための財政再建の必要性、わが国の財政が抱える財源不足の問題に対する解決策のひとつとして必ず浮上するのが消費税の増税である。消費税は1989年度にはじめて導入され、当初の税率は3%であった。その後、1997年度に地方消費税と合わせて5%の税率へ引き上げがなされ、現在にまで至っている¹⁾。

導入から8年後に税率が引き上げられ、それからさらに8年が経過した。消費税率の引き上げの議論において、憂慮されるのが景気との関係である。多くの人々は、消費税の増税が景気に対してダメージを与えるのではないかと危惧している²⁾。しかし、わが国はようやく1990年代からの「失われた10年」の負の側面を精算しつつあり、経済の基盤は整いつつある。

その一方で、少子高齢化や財政赤字の問題が、新たな財政のリスクとして台頭してきている。政府が背負っている巨額の債務を、政府自身が返済できるという態度を示さなければ、市場が日本政府に対する不信感を抱き、日本経済にダメージを与えるであろう。消費税率の引き上げは、ひとつの解決策としてクローズ・アップされている。

このとき、重要な視点は、消費税だけが間接税ではないということである。家計も企業も、消費税以外の間接税を負担している。1988年度の物品税の廃止以来、相当の整理が進んだ間接税ではあるが、道路特定財源や酒税、たばこ税を筆頭にして、消費税以外の間接税が今でも存在する。また、消費税にも非課税取引が指定されており、必ずしもすべての物品に対して一律に課税する純粋な一般消費税ではない。

また、消費税率の引き上げと一口にいても、どのような手法で引き上げるかは、現時点では未知数である。現在の税率をそのまま引き上げるのか、または食料については税率を据え置く複数税率を導入するのか、さらには食料については欧州のようにゼロ税率を設定するのか。この判断を行うためには、わが国の家計はどの程度、間接税を負担してきたのか、または現時点で負担しているのかについて、数量的な接近が重要であろう。

* 本稿は文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B)課題番号17730212)の成果の一部である。なお、本稿の執筆は2005年秋に行われた。

** 1972年生まれ。94年関西学院大学卒、96年関西学院大学大学院経済学研究科博士課程前期課程修了、99年関西学院大学大学院経済学研究科博士課程後期課程単位取得退学。98-99年日本学術振興会特別研究員。2000年東洋大学経済学部専任講師を経て現職。その間に2003年内閣府経済社会総合研究所客員研究員、2004年英国Warwick大学客員研究員などに就任。2000年関西学院大学博士(経済学)学位取得。主な著書に『財政負担の経済分析: 税制改革と年金政策の評価』(関西学院大学出版会、単著、2001年)がある。

¹⁾ 特に断りがない限り、本稿で消費税とは地方消費税を含んだ概念であるとする。

²⁾ 実際に消費税の増税が景気を悪化させるかどうかについては様々な見解がある。1997年度の引き上げが景気の失速の原因とする見方もあれば、それに対する反論もある。

本稿では、以上の事情を考慮して、家計の間接税負担に焦点を当てる³⁾。まず、過去の物品税時代から消費税時代に至るまでの家計の間接税実効税率を推計する。これは、消費税率の引き上げの議論に対し、本稿で推計された間接税の実効税率を基礎的な資料として提供することを目的としている。さらに、推計された間接税実効税率を用いて、過去と現在の家計の間接税負担を計測する。これにより、消費税の今後の政策について考えることができる。

本稿の構成は次の通りである。第2節では家計が負担する間接税制度の概要について述べる。第3節では間接税実効税率の推計方法について詳細に解説する。第4節では推計された間接税実効税率の推移に関する評価を行い、第5節では家計の間接税負担の構造と消費税の今後について考察する。最後の第6節では本稿の結果をまとめてむすびとする。

2. 間接税制度の概要

本節では2005年度の間接税制度の概要について、国税と地方税に分類して説明する。なお、本稿の目的は家計の間接税負担にあるから、家計が負担すると考えられる間接税制度の概要に限定する。

(1) 国税の間接税制度

第一に消費税がある。取引が生じたときに課税がなされ、流通過程における各段階の事業者が納付を行う。納付税額は、課税売上高に対して税率4%を乗じた金額から、仕入れ時に支払った税額を控除して得られる。仕入れ税額控除を行うためには、帳簿と請求書等の保存を必要とする請求書等保存方式が採用されている。なお、地方消費税の納付税額は、消費税の納付税額に地方消費税率25%を乗じることで得られ、合計としての税率は5%となる。

消費税には中小企業に対する特例措置として、事業者免税点制度と簡易課税制度が設けられている。事業者免税店制度では、1年間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除となる。一方、簡易課税制度は、1年間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が対象となり、売り上げにかかる税額に対してみなし仕入率を乗じて仕入れ税額を計算できる⁴⁾。

事業者免税点制度では納付が免除されるために益税が発生している。簡易課税制度についても、みなし仕入率が実際の仕入率よりも高い場合は、その差に相当する部分の税額が益税となる。益税とは、優遇措置がなければ納付されていたはずの税額が、あたかも利益のように事業者の手元に残ってしまうことである。ただし、過去の制度に比べれば、改正が進むことによって益税問題は徐々に縮小している⁵⁾。また、消費税はすべての物品に課税されているわけではなく、消費税の性格から非課税とされる取引と社会政策的な配慮から非課税とされる取引が非課税取引として指定されている⁶⁾。

第二に酒税がある。酒税は種類によって税率が異なる。たとえば、1リットルあたりの税率は、ビールは222円、清酒は140.5円、焼酎は248.1円、果実酒は70.472円、ウイスキー類は409円などとなっている。また、

³⁾ 家計に問題の焦点を合わせるのには、選挙権をもっているのは企業ではなく家計であるという認識である。もちろん、企業も間接税の一部を負担している。したがって、最終的な帰着を考えた場合は、企業が負担している間接税も家計の負担となる可能性が高い。しかしながら、最終的な帰着を厳密に考えることは困難であるから、企業が一次的に負担する間接税については分析の考慮の外におくことにする。

⁴⁾ 現行のみなし仕入率は、第1種事業（卸売業）90%、第2種事業（小売業）80%、第3種事業（製造業等）70%、第4種事業（その他の事業）60%、第5種事業（サービス業等）50%となっている。

⁵⁾ 本来、消費税は企業が負担する税ではなく、消費者が負担する税である。ところが、消費税導入の経緯により、中小企業に対する優遇措置が講じられた。本稿では企業は消費者に消費税の負担を転嫁するという原則に立つ。

⁶⁾ 前者には土地、有価証券、貸付金等の利子、郵便切手、印紙、行政手数料などがあり、後者には医療保険各法の医療、介護保険法にもとづくサービス等、社会福祉事業法にもとづく事業等、助産、埋葬料や火葬料、一定の学校の授業料等、教科書図書、住宅の貸付といったものがある。

発泡酒は麦芽の比率によって税率が異なり、麦芽 50%で 222 円、25%以上 50%未満で 178.125 円、25%未満で 134.25 円である。

第三に国たばこ税がある。たばこ 1 箱 (20 本) あたりの税率は 62.52 円である。さらに、たばこ特別税が同様に課税され、税率は 16.40 円となっている。

第四に特定財源としての間接税がある。揮発油税はガソリン 1 リットルにつき 48.6 円の税率、地方道路税は 5.2 円である。自動車重量税は自家用の乗用車重量 0.5 トンごとに年 6,300 円となっている。これらは道路特定財源としての間接税である⁷⁾。その他の特定財源として電源開発促進税があり、販売電気 1,000 キロワット時について 400 円程度の課税がなされている。

(2) 地方の間接税制度

地方にもたばこ税がある。たばこ 1 箱 (20 本) あたりの税率は、道府県たばこ税は 19.38 円、市町村たばこ税は 59.54 円となっている。自動車取得税は自動車の取得価額に対して自家用車は 5%、軽油引取税は軽油 1 リットルにつき 32.1 円が課税される。ゴルフ場利用税は 1 人 1 日につき 800 円、入湯税は 1 人 1 日につき 150 円が標準税率となっている⁸⁾。

3. 間接税実効税率の推計

本節では間接税実効税率の推計方法について解説する。以下で展開する手法は、基本的には既存研究の林・橋本(1993)と村澤・湯田・岩本(2005)に準じつつ、さらなる工夫がなされている。林・橋本(1993)には推計方法の詳細が記述されておらず、村澤・湯田・岩本(2005)は 1988 年度の物品税廃止以前の推計が行われていない。なお、本稿の推計期間は 1950 年度から 2003 年度までの 54 年間である。

まず、間接税実効税率を次の式によって定義する。ここで、「ある消費費目」または「当該消費費目」とあるのは、家計の消費支出を個々の消費費目に分解することで、それぞれの消費費目に対する間接税実効税率の推計を目的としているからである。

$$\text{ある消費費目に対する間接税実効税率} = \left(\frac{\text{当該消費費目に対するマクロの税収}}{\text{当該消費費目のマクロの家計消費}} \right) \times \text{調整係数} \quad (1)$$

すなわち、間接税実効税率とは、ある消費費目に対するマクロの税収を、その消費費目のマクロの家計消費で除算した値を基本とする。その後、調整係数による調整を行うことで、最終的な間接税実効税率が得られる。以下から、いくつかのステップに分けて、間接税実効税率の推計手順を述べてゆく。

(1) マクロの家計消費の推計

ここでは間接税実効税率の分母にあるマクロの家計消費を推計する。まず、総務省統計局『家計調査』「1 世帯当たり年間の品目別支出金額 (全世帯)」より、全世帯の 10 大費目別消費支出の金額を得る。10 大費目別

⁷⁾ 道路特定財源の間接税は、道路整備の必要性により、本則税率よりも高めの暫定税率が適用されている。たとえば、揮発油税の本則税率はガソリン 1 リットルに対して 24.3 円、地方道路税は 4.40 円、自動車重量税は自家用車の重量 0.5 トンに対して 2,500 円、軽油引取税は軽油 1 リットルあたりに対して 15 円、自動車取得税は自家用車の取得価額に対して 3%となっている。

⁸⁾ その他に地方団体の独自課税による間接税があるが、非常に多岐にわたっており、税収も大きくないために本稿では取り上げない。

消費支出が、間接税実効税率の定義にある個々の消費費目に該当する。10大費目別消費支出の内訳は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \text{「消費支出」} &= \text{「食料」} + \text{「住居」} + \text{「光熱・水道」} + \text{「家具・家事用品」} \\ &\quad + \text{「被服及び履物」} + \text{「保健医療」} + \text{「交通・通信」} + \text{「教育」} \\ &\quad + \text{「教養娯楽」} + \text{「その他の消費支出」} \end{aligned} \quad (2)$$

なお、本稿で「 」はデータ項目を意味し、データの単位は円で暦年である。また、消費税の非課税消費支出は、以下の項目を考慮する⁹⁾。

$$\begin{aligned} \text{消費税の非課税消費支出} \\ &= \text{「家賃地代」 (住居)} + \text{「保健医療サービス」 (保健医療)} + \text{「授業料等」 (教育)} \end{aligned} \quad (3)$$

ところで、1971年以前の『家計調査』は、消費支出の項目が現在の項目とは異なっている。そのため、次の手順によって、現在の『家計調査』にある10大費目別消費支出の項目に合わせることにした。なお、{ }は1971年以前の『家計調査』のデータ項目である。

- ①「食料」は{食料費}もしくは{飲食費}を採用する。『家計調査』は年によってデータ項目の名称が異なる。以下の⑥および⑦も同じ事情による。
- ②「住居」は{住居費}から{水道料}と{家具什器}を差し引いて得る。
- ③「光熱・水道」は{光熱費}と{水道料}を合計して得る。
- ④「家具・家事用品」は{家具什器}を採用する。
- ⑤「被服及び履物」は{被服費}を採用する。なお、{被服費}には履物が細目として含まれる。
- ⑥「保健医療」は{保健医療}、{医療費}、{保健・衛生費}のいずれかを採用する。
- ⑦「交通・通信」は{交通通信}もしくは{交通通信費}を採用する。
- ⑧「教育」は{教育}を採用する。
- ⑨「教養娯楽」は{自動車関係費}、{文房具費}、{教養娯楽}を足し合わせて得られる。
- ⑩「その他の消費支出」は、{雑費}もしくは{その他の諸費}から、既に得られている⑥「保健医療」、⑦「交通・通信」、⑧「教育」、⑨「教養娯楽」を差し引いて得られる。

また、1962年以前の『家計調査』では「全世帯平均1ヶ月間の消費支出(全都市)」を採用するため、データを12倍することで年データへ調整した。

以上で得られた暦年データを、年度データに変換する。たとえば、2002年度の年度データを得るためには、2002年の暦年データの4分の3と、2003年の暦年データの4分の1を足し合わせる。この理由は、間接税の税収は暦年ではなく年度をベースにして徴収されているためである。

次に、総務省統計局『国勢調査』「世帯の種類別世帯数及び世帯人員」より、「全国」「普通世帯」の「世帯数」「総数」を得る。1950年以降の『国勢調査』は5年おきの発行である。そのため、データのない4年間

⁹⁾ 消費税の制度には、本稿で考慮する以外の非課税取引がある。しかし、『家計調査』にて消費金額を把握できるのは、ここで掲げられた「家賃地代」「保健医療サービス」「授業料等」に限定される。また、本来ならば事業者免税点制度と簡易課税制度についても考慮すべきであるが、データの制約によって不可能であった。

を線形補完することより、1950年から2000年までの各年の世帯数総数が推計される。また、2001年以降については、2000年と同じ世帯数と想定する。

以上より、『家計調査』から得られた年度の10大費目別消費項目の家計消費データに、『国勢調査』から得られた世帯数総数を乗じることにより、10大費目別のマクロの家計消費が推計できる。これが間接税実効税率の分母になる。

(2) マクロの税収の10大費目への按分

ここでは間接税実効税率の分子に相当するマクロの税収のデータについて述べる。国税については、国税庁『国税庁統計年報書』「租税及び印紙収入決算額」より、一般会計および特別会計の税収データを利用する。地方税については、総務省編『地方財政白書』より、道府県民税および市町村民税の税収データを利用する。

本稿の目的の一つは、10大費目別の間接税実効税率の推計にあるから、マクロの税収データを10大費目に按分する必要がある。国税と地方税に関して、表1に掲げる方法にしたがって、税収を10大費目別に分類した。表1は1950年以降に存在する間接税について掲載されている。

基本的には、ある間接税の制度から発生している税収が、10大費目のどの消費項目に該当するかを振り分けてゆく作業である。消費税のようにほとんどの物品に対して網羅的に課税されている制度については、『家計調査』から非課税消費支出を控除した家計消費のシェアによって10大費目に割り当てる。また、企業負担が存在すると考えられる間接税については、総務省統計局『産業連関表』から家計負担割合を推計して家計が負担する部分を推計する。家計負担割合と物品税の按分方法については後述する。

(3) 家計負担割合の推計

表1にある間接税のうち、揮発油税、地方道路税、電源開発促進税、自動車取得税、軽油引取税、電気税、電気ガス税、ガス税については、家計だけではなく企業負担の存在が考えられる。そこで、総務省統計局『接続産業連関表』『産業連関表』を用いて、間接税の家計負担割合を測定し、家計負担となる税収を抽出することにする¹⁰⁾。

総務省統計局『接続産業連関表』には、1960年以降5年ごとの数値が報告されている¹¹⁾。「生産者価格」「名目値」「取引額」のデータを使い、家計負担割合を次式で定義する。

$$\text{家計負担割合} = \text{「家計消費支出」} / (\text{「国内需要合計」} - \text{「在庫純増」}) \quad (4)$$

ここで「在庫純増」は下記の式によって得られ、1975年以前には「国内需要合計」の項目がないため、以下の式で計算する。

$$\begin{aligned} \text{「在庫純増」} &= \text{「生産者製品在庫純増」} + \text{「半製品・仕掛品在庫純増」} \\ &\quad + \text{「流通在庫純増」} + \text{「原材料在庫純増」} \end{aligned} \quad (5)$$

$$\begin{aligned} \text{「国内需要合計」} &= \text{「内生部門計」} + \text{「家計消費支出」} + \text{「国内総固定資本形成（政府）」} \\ &\quad + \text{「国内総固定資本形成（民間）」} + \text{「一般政府消費支出」} \end{aligned} \quad (6)$$

¹⁰⁾ 極力、『産業連関表』よりも『接続産業連関表』を使うようにした。その理由は『接続産業連関表』の方が、データの連続性が保たれていることと、元の『産業連関表』よりも新しい推計結果が示されているからである。

¹¹⁾ 1955年にも『産業連関表』が存在するものの、わが国で最初の産業連関表であり、産業分類が大雑把なために利用できなかった。

表1 間接税の種類（1950年度以降）と税収の10大費目への按分方法

| 国税（一般会計） | 10大費目への按分方法 |
|-------------------------------------|--|
| 消費税および地方消費税（1989年度から） | 『家計調査年報』より非課税取引を控除した家計の10大費目シェア（年度）で10大費目に按分 |
| 酒税 | 「食料」 |
| たばこ税・たばこ消費税*（1985年度から） | 「その他の消費支出」 |
| 砂糖消費税*（1988年度まで） | 「食料」 |
| 織物消費税*（1950年度まで） | 「被服及び履物」 |
| 揮発油税 | 『産業連関表』により家計負担部分を抽出して「交通・通信」 |
| 物品税*（1988年度まで） | 本文を参照 |
| トランプ類税*（1957年度から1988年度まで） | 「教養娯楽」 |
| 通行税*（1988年度まで） | 「交通・通信」 |
| 入場税*（1954年度から1988年度まで） | 「教養娯楽」 |
| 国税（特別会計） | |
| 消費税（特）（1989年度から1996年度まで） | 『家計調査年報』より非課税取引を控除した家計の10大費目シェア（年度）で10大費目に按分 |
| 地方道路税（特）（1955年度から） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「交通・通信」 |
| 電源開発促進税（特）（1974年度から） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「光熱・水道」 |
| 揮発油税（特）（1985年度から） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「交通・通信」 |
| たばこ特別税（特）（1998年度から） | 「その他の消費支出」 |
| 道府県民税 | |
| 道府県たばこ税・道府県たばこ消費税*（1954年度から） | 「その他の消費支出」 |
| 入湯税（1953年度まで） | 「教養娯楽」 |
| ゴルフ場利用税・娯楽施設利用税*（1954年度から） | 「教養娯楽」 |
| 特別地方消費税*・料理飲食等消費税*・遊興飲食税*（2002年度まで） | 「食料」 |
| 自動車取得税（1968年度から） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「交通・通信」 |
| 軽油引取税（1956年度から） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「交通・通信」 |
| 市町村民税 | |
| 市町村たばこ税・市町村たばこ消費税*（1956年度から） | 「その他の消費支出」 |
| 電気税*（1974年度から1988年度まで） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「光熱・水道」 |
| 電気ガス税*（1973年度まで） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「光熱・水道」 |
| ガス税*（1974年度から1988年度） | 『産業連関表』より家計負担部分を抽出して「光熱・水道」 |
| 入湯税* | 「教養娯楽」 |
| 接客人税*（1957年度まで） | 「教養娯楽」 |

備考）*印はすでに廃止されている間接税である。

表2 間接税と『産業連関表』の項目の対応関係

| 間接税 | 『産業連関表』の項目 |
|-------------|--|
| 揮発油税・地方道路税 | 「ガソリン」または「揮発油」 |
| 軽油引取税 | 「軽油」 |
| 電源開発促進税・電気税 | 「事業用電力」 |
| ガス税 | 「都市ガス」 |
| 電気ガス税 | 「事業用電力」＋「都市ガス」 |
| 自動車取得税 | 「乗用車」＋「トラック・バス・その他の自動車」（1980年以前は「自動車」） |

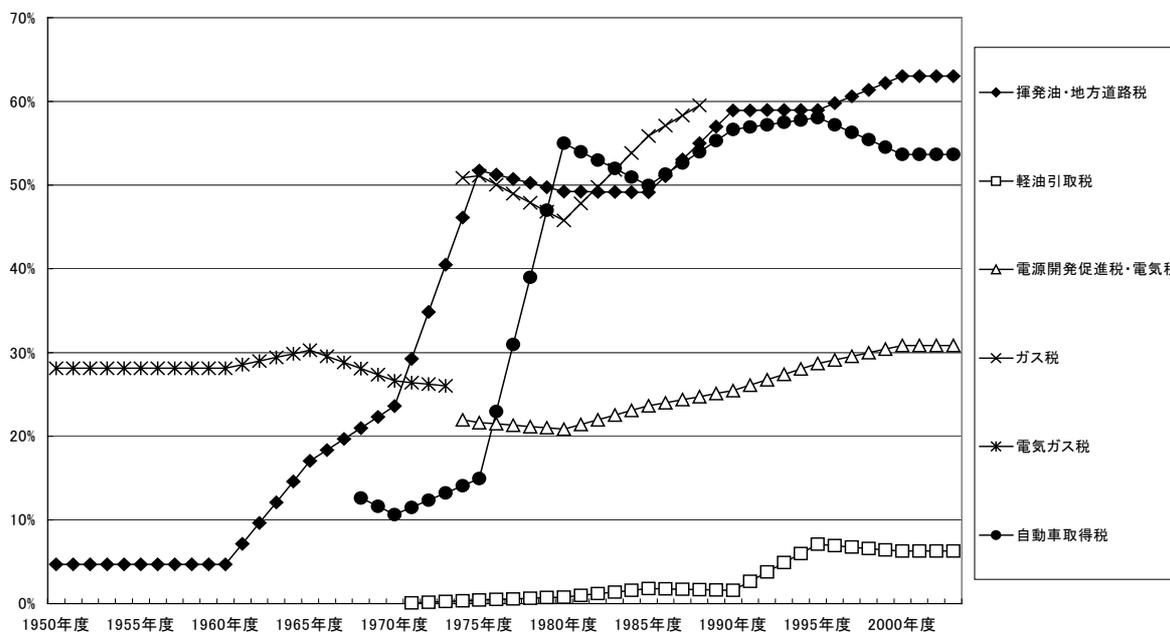
表2には、家計と企業の負担が発生する間接税と、家計負担割合を計算するための『産業連関表』の項目について対応関係を整理している。なお、自動車取得税と電気ガス税は、『産業連関表』の2つの項目を考慮するため、下記の式によって家計負担割合を得ている。

$$\begin{aligned}
 \text{自動車取得税の家計負担割合} = & \{ \text{「乗用車」の「家計消費支出」} \times 5\% / (1.0+5\%) \} \\
 & + \{ \text{「トラック・バス・その他の自動車」の「家計消費支出」} \times 3\% / (1.0+3\%) \} \\
 & / \{ (\text{「乗用車」の「国内需要合計」} - \text{「乗用車」の「在庫純増」}) \times 5\% / (1.0+5\%) \\
 & + (\text{「トラック・バス・その他の自動車」の「国内需要合計」} - \text{「トラック・バス・その他の」} \\
 & \text{「自動車」の「在庫純増」}) \times 3\% / (1.0+3\%) \} \quad (7)
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{電気ガス税の家計負担割合} = & \{ \text{「事業用電力」の「家計消費支出」} \\
 & + \text{「都市ガス」の「家計消費支出」} \} / \{ (\text{「事業用電力」の「国内需要合計」} \\
 & - \text{「事業用電力」の「在庫純増」}) + (\text{「都市ガス」の「国内需要合計」} \\
 & - \text{「都市ガス」の「在庫純増」}) \} \quad (8)
 \end{aligned}$$

ここでは、自家用車の自動車取得税の表面税率5%、営業用および軽自動車の自動車取得税の表面税率3%を利用している。

図1 間接税の家計負担割合



以上の計測により得られた5年ごとの家計負担割合を用い、線形補完によって1年ごとの家計負担割合を推計する。また、2001年以降はデータが存在しないため、2000年の家計負担割合がそのまま続くと想定する。

図1はそれぞれの間接税の家計負担割合を示している。家計に自動車の保有が広まるにつれて、揮発油税、地方道路税、自動車取得税の家計負担割合が上昇していることが分かる。他の間接税の家計負担割合は、比較的安定している。

(4) 物品税

ここでは、物品税の税収を10大費目へ按分する方法について述べる。利用する資料は大蔵省財政金融研究所『財政金融統計月報：租税特集』である。注意しなければならないことは、当該資料の物品税に関わるデータの表示形式が頻繁に変わることである。場合によっては、10大費目に該当する税収が直ちに判明しないために、追加的な作業が必要となる。以下では当該資料の表示形式が変わる期間ごとに述べてゆく。

表3 物品税の10大費目への対応(1968年～1988年)

| 種 | 物品税が課税される物品 | 対応する10大費目 |
|-----|--|-----------|
| 第1種 | 貴石・半貴石、貴石・半貴石製品類、真珠、真珠製品類、貴金属製品等、めっき製品等、べっこう・さんご製品等 | その他の消費支出 |
| | 毛皮製の衣服類、毛皮製の帽子等 | 被服及び履物 |
| | じゅうたん等、どん帳 | 家具・家事用品 |
| 第2種 | 高級普通自動車、普通乗用自動車・キャンピングカー等、小型普通乗用四輪自動車・小型キャンピングカー等、自動車用の冷房装置類、軽普通乗用四輪自動車、乗用兼用貨物自動車、雪上スクーター、大型乗用三輪自動車及び大型二輪自動車、軽乗用兼用貨物自動車、小型乗用三輪自動車及び小型二輪自動車、 | 交通・通信 |
| | 大型モーターボート等、ゴルフ用具、ビリヤード用具、猟銃・空気銃類、ぼちんこ機・スマートボール機等、中型モーターボート等、小型モーターボート等、水上遊具類、ハンググライダー等、舟艇用の船外機関等、大型テレビジョン受像機等、大型テレビジョン映像投写機等、小型テレビジョン受像機等、小型テレビジョン映像投写機等、磁気映像プレーヤー等、テレビジョンチューナー、テレビジョン撮影機等、蓄音機類、ステレオ式磁気音声再生機等、ステレオ式のラジオ受信機等、複合型スピーカーシステム、蓄音機用等のレコード、ラジオ受信機、磁気音声再生機等、磁気映像プレーヤー用のレコード、録音用等の磁気テープ、マイククロホン等、パーソナル無線機、弦楽器及び弦楽器用のばち、リード楽器、管楽器、打楽器、電気楽器、写真機・撮影機類、映写機類、引伸機類・焼付器・つや出し器等、フィルム等 | 教養娯楽 |
| | ルームクーラー類、大型冷蔵庫、多燈型照明器具等、ストーブ及びラジエーター、電気ぶとん類、湯沸かし器・冷水器等、電気掃除機・全自動電気洗濯機等、懸垂式の多灯型照明器具及び電気スタンド、小型冷蔵庫及び温蔵庫、扇風機及び冷風扇、温水暖房機・ガス温水ボイラー等、冷水製造機、冷房用又は暖房用の放熱器、電気洗濯機、幻燈機、せん光電球類、たんす類・たな物類、寝台類、机・テーブル等、 | 家具・家事用品 |
| | 貴金属製の時計、貴金属製の時計側等、時計類、喫煙用具、かばん類等、香水・香紙等、おしろい・紅等、 | その他の消費支出 |
| | 果実水等、コーヒーシロップ等、固型ラムネ粉末ジュース等、炭酸飲料、コーヒー・ココア等、 | 食料 |
| 第3種 | マッチ | 光熱・水道 |

①1968年度から1988年度まで

この期間の『財政金融統計月報：租税特集』には、物品税が課税される個々の物品の「税額」が掲載されているので、それらを10大費目に対応させてゆけばよい。この期間の課税物品と10大費目との対応関係を表3に示している。表3にあるように、課税物品はいくつかの「種」に分類される。なお、その他の年度についても、同様に物品の税収を10大費目に分類してゆく。

②1966年度から1967年度まで

この期間の『財政金融統計月報：租税特集』には、原則的に個々の課税物品に対する「税額」は掲載されず、「種」の合計の税額しか表記されていない。ただし、それぞれの課税物品について「課税標準」と「税率」は判明する。「種」の中でも税率が異なる物品が存在するため、「課税標準」×「税率」を計算し、「種」ごとのシェアによって税額の合計を按分する。「税率」が複数税率になる場合は、最低税率を採用する。なお、別表「主要物品の課税状況」には、代表的な課税物品の「税額」が掲載されているため、これらについては「税額」を確定し、上記のシェアの計算から除外する。先と同様に、個々の課税物品に対して推計された税額を10大費目に分類してゆく。

③1962年度から1965年度まで

この期間の『財政金融統計月報：租税特集』には、物品税が課税される個々の物品の「税額」は掲載されず、「課税標準」と「税率」しか判明しない。「種」の細目として「類」があり、「類」ごとの合計の「税額」は掲載されている。同じ「類」ならば税率は等しく設定されているため、「課税標準」によって按分して、個々の課税物品の税額を推計する。なお、先と同様に、「主要物品の課税状況」には代表的な課税物品の「税額」が判明するため、これらについてはシェアの計算から除外する。個々の課税物品に対して推計された税額を10大費目に分類してゆく。

④1959年度から1961年度まで

この期間の『財政金融統計月報：租税特集』には、物品税が課税される個々の物品が示されていない。「種」や「類」の「課税標準」と「税額」の合計だけが掲載されている。物品税が適用される個々の物品については「法律第五十号（昭和三十四・四・二一）物品税法の一部を改正する法律」などを参照する¹²⁾。個々の課税物品の課税標準は1962年度の「類」におけるシェアが変わらないと考え、「課税標準」の合計から個々の課税物品の課税標準を按分して推計する。なお、同じ「類」ならば、税率は変わらないので、課税標準の推計値をもとにして、「税額」の合計から個々の課税物品の税額を推計する。個々の課税物品に対して推計された税額を10大費目に分類してゆく。

⑤1950年度から1958年度まで

基本的に先の推計方法を踏襲し、法律を参照しながら物品税が課税される物品を特定化してゆく。1954年度から1958年度については「法律第四十六号（昭和二十九・三・三一）物品税法の一部を改正する法律」、1953年度は「法律第四十一号（昭和二十八・五・三〇）物品税法の一部を改正する法律」、1951年度から1952年度は「法律第二百八十六号（昭和二五・一二・二〇）物品税法の一部を改正する法律」、1950年度は「法律第二百八十六号（昭和二四・一二・二七）物品税法の一部を改正する法律」と「法律第七号（昭和二三・七・七）所得税法の一部を改正する等の法律」を参照する。

ところで、1953年度、1954年度、1962年度、1966年度、1968年度については「旧法適用分」の税収が比較的大きい。しかし、「旧法適用分」の税収は合計金額しか判明しない。そのため、各年度の前年度の課税物品における個々の税額の推計値を用い、シェアによって按分することで個々の物品に対応させる。

なお、「旧法適用分」以外の調整すべき項目としては、「手持品課税額」「廃止物品」「控除税額」「過少

¹²⁾ 物品税の税制の変遷については次に掲げる資料も参考になった。大蔵省財政史室編(1982a,1982b,1982c,1997a,1997b)、佐藤・宮島(1990)。

申告による加算額」「無申告による加算額」「還付金額」「納付期限延長額」がある。これらは少額であるとともに、どの物品がこれらの対象になっているか分からない。そのため、これらを誤差として処理し、推計された10大費目別の物品税の税収のシェアによって按分することで、国税庁『国税庁統計年報書』から得られる各年度の物品税の税収の金額に合わせてゆく。

表4 10大費目と間接税の対応

| 10大費目 | 国税/地方税 | 間接税 |
|----------|--------|--|
| 食料 | 国税 | 消費税* 酒税 清涼飲料税 砂糖消費税 物品税* |
| | 地方税 | 地方消費税* 特別地方消費税 |
| 住居 | 国税 | 消費税* 物品税* |
| | 地方税 | 地方消費税* |
| 光熱・水道 | 国税 | 消費税* 電源開発推進税 物品税* |
| | 地方税 | 地方消費税* 電気税 電気ガス税 ガス税 |
| 家具・家事用品 | 国税 | 消費税* 物品税* |
| | 地方税 | 地方消費税* |
| 被服及び履物 | 国税 | 消費税* 物品税* 織物消費税 |
| | 地方税 | 地方消費税* |
| 保健医療 | 国税 | 消費税* 物品税* |
| | 地方税 | 地方消費税* |
| 交通・通信 | 国税 | 消費税* 物品税* 揮発油税 通行税 |
| | 地方税 | 地方消費税* 自動車取得税 軽油引取税 |
| 教育 | 国税 | 消費税* 物品税* |
| | 地方税 | 地方消費税* |
| 教養娯楽 | 国税 | 消費税* 物品税* トランプ類税 入湯税 |
| | 地方税 | 地方消費税* ゴルフ場利用税 接客人税 入湯税 |
| その他の消費支出 | 国税 | 消費税* 物品税* たばこ税 (たばこ消費税) |
| | 地方税 | 地方消費税* 道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税) 市町村たばこ税 (市町村たばこ消費税) |

備考) *印は税収を10大費目別に按分する作業が必要な間接税である。

(5) 間接税実効税率の調整

以上の作業により、1950年度から2004年度までの期間にわたって、10大費目別にすべての間接税の税収を按分することができた。表4にその関係を示している。(1)の作業によって得られた10大費目別のマクロの消費を分母にして、(2)から(4)の作業により得られた間接税の税収を分子にすれば、調整前の間接税実効税率が得られる。

さて、間接税実効税率の分母のマクロの消費は総務省『家計調査』をベースに推計されているが、『家計調査』の消費はマクロの消費に比べて過小であることが知られている¹³⁾。そこで、1989年度以降に導入された消費税が、ほとんどの物品に対して課税されているという特徴を利用して調整係数を計測し、上記の問題を可能な限り排除する¹⁴⁾。具体的には、次式のように調整係数を計算し、調整前の間接税実効税率に乗じる。調整係数の測定に関しては、村澤・湯田・岩本(2005)を参照にした。

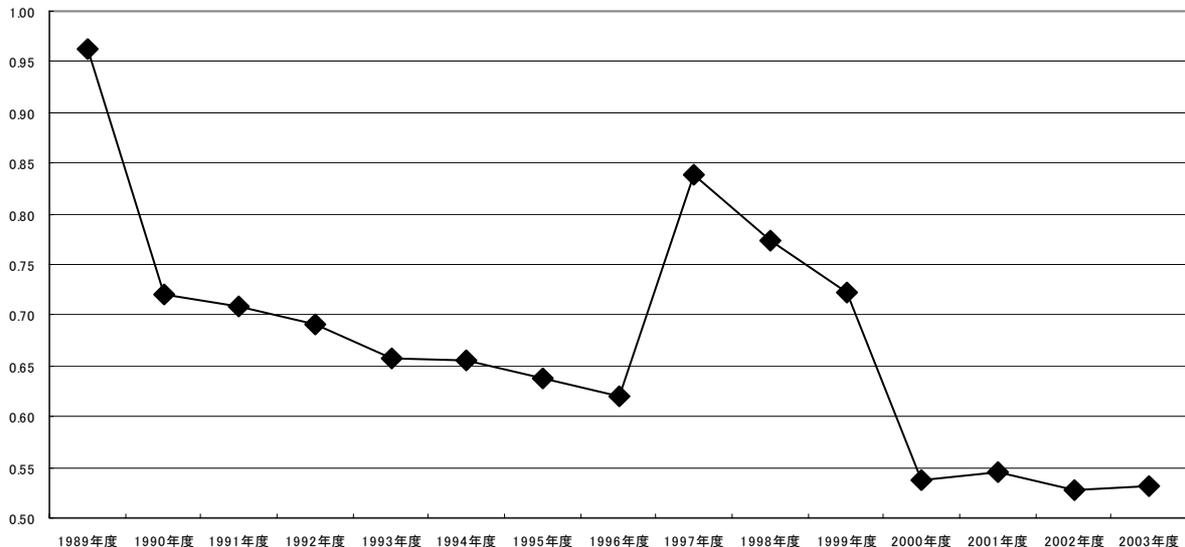
$$\text{調整係数} = \text{①表面税率から得られた消費税実効税率} / \text{①推計された消費税実効税率} \quad (9)$$

¹³⁾ 岩本・尾崎・前川(1995,1996), 林(1995), 村澤・湯田・岩本(2005)を参照。たとえば、帰属家賃などの問題がある。

¹⁴⁾ ただし、ここでは事業者免税点制度および簡易課税制度については無視している。

上式の②推計された消費税実効税率とは、(1)から(4)までの作業によって得られる、消費税以外の間接税を除外して推計された消費税のみの実効税率である。以下では①表面税率から得られた消費税実効税率について述べる。

図2 調整係数の推移



まず、(1)の作業で推計されたマクロの10大費目の消費から、消費税の非課税取引に該当する消費を控除し、10大費目の消費税込みの消費を得る。次に消費税の表面税率を用い、消費税実効税率を計算する。たとえば、2000年の消費税の税率は5%であるが、このときの消費税実効税率は4.762% (=5% / (1+5%)) である¹⁵⁾。これを消費税込みの10大費目の消費に乗じれば、10大費目別に消費税額が得られる。

得られた10大費目別の消費税額を、(1)の作業で推計されたマクロの10大費目の消費でそれぞれ除算すれば、10大費目別の消費税のみの実効税率が得られる。これが上式にある①表面税率から得られた消費税実効税率である。以上の作業により、①および②を用いて、調整係数を求めることができる。

(1)式に従い、調整前の間接税実効税率に調整係数を乗じることで、調整後の間接税実効税率を得ることができる。消費税に関して言えば、調整後の消費税のみの実効税率は、①表面税率から得られた消費税実効税率に等しくなる。なお、他の間接税は消費税のように広く物品に対して課税されていないため、調整係数は消費税が実施された1989年度以降しか計測することができない。そのため、1988年度以前については、1989年度の調整係数を利用することにした。

調整係数の推移は図2の通りである。1997年度で数値が上昇するのは、消費税率の5%への引き上げの影響だと考えられる。調整係数は年度で変動するものの、近年は安定して0.5程度で推移している。注意すべきことは、調整係数を考慮しなければ、調整を行わない間接税実効税率は過大推計になることである。調整係数が0.5の場合、調整前の間接税実効税率は2倍の過大推計となる。調整係数の考慮が間接税実効税率の推計にとって重要であることがわかる。

¹⁵⁾ もちろん、1989年度から1996年度は表面税率3%で計算する。

4. 間接税実効税率の推移と今後の間接税

前節までの作業によって得られた間接税実効税率の推移を表5および表6に示している。表5はすべての間接税の実効税率、表6は消費税を除く間接税の実効税率の推移である。したがって、表6には消費税が導入された1989年度以降が掲げられている。

歴史的にみると、道路特定財源の間接税を含む「交通・通信」の実効税率は非常に高く推移してきた。他の物品についての実効税率は、比較的安定して推移している。1988年度の物品税の廃止、1989年度の消費税の導入により、ほぼすべての物品に対して間接税が課税された。それまでの実効税率は年度によって変化があるが、消費税の導入によって実効税率の推移が安定的に推移するようになっている。

消費税の導入以前には、「住居」「保健医療」「教育」に対して間接税は課税されていなかったが、1989年度以降は課税がなされている。しかし、非課税取引や、消費税以外の間接税の存在により、10大費目ごとに間接税実効税率はまちまちである。たとえば、道路特定財源に関わる間接税により、「交通・通信」の実効税率は10%程度と他に比べて高い。「食料」についても、すでに7%の実効税率が課されている。

続いて、今後、消費税が増税となった場合の間接税実効税率を表7にて推計した。消費税率を追加的に5%増税する場合と10%増税する場合である。推計にあたっては、2003年度の消費税以外の間接税実効税率を一定とし、家計の消費支出に占める個々の品目別消費のシェアが変化しないと仮定している¹⁶⁾。

表7には消費税の増税による間接税実効税率の増加率が示されている。増加率は10大費目によって大きく異なる。このことは消費税の非課税取引の存在に依存している。「保健医療」「教育」は消費税の増税によって、間接税実効税率が100%以上の増加率で上昇する。これは、「保健医療」「教育」に対する消費税以外の間接税が存在せず、さらに大部分が消費税の非課税取引であることが原因である。一方、その他の費目については、増加率が100%以下となっている。特に、「交通・通信」は道路特定財源のための課税がすでに大部分を占めており、消費税増税による実効税率の増加率は低くなる。

¹⁶⁾ なお、「食料」を非課税にした場合、他の費目の消費税率を5%増税する場合の「消費支出」の間接税実効税率は9.568%、10%増税する場合は12.690%となった。

表5 間接税実効税率(単位%)

| 年度 | 消費支出 | 食料 | 住居 | 光熱・水道 | 家具・家事用品 | 被服及び履物 | 保健医療 | 交通・通信 | 教育 | 教養娯楽 | その他の消費支出 |
|------|-------|-------|-------|-------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|----------|
| 1950 | 5.751 | 8.175 | 0.000 | 1.337 | 5.139 | 0.033 | 0.000 | 5.408 | 0.000 | 10.293 | 2.368 |
| 1951 | 5.677 | 8.527 | 0.000 | 1.676 | 5.056 | 0.001 | 0.000 | 8.930 | 0.000 | 13.665 | 0.690 |
| 1952 | 5.598 | 8.700 | 0.000 | 1.831 | 4.935 | 0.002 | 0.000 | 11.705 | 0.000 | 11.715 | 0.733 |
| 1953 | 5.198 | 8.132 | 0.000 | 1.784 | 5.832 | 0.002 | 0.000 | 12.244 | 0.000 | 9.700 | 0.763 |
| 1954 | 5.259 | 8.437 | 0.000 | 1.837 | 4.228 | 0.002 | 0.000 | 8.007 | 0.000 | 7.177 | 2.177 |
| 1955 | 5.337 | 8.756 | 0.000 | 2.059 | 3.274 | 0.002 | 0.000 | 7.056 | 0.000 | 8.453 | 2.082 |
| 1956 | 5.589 | 9.103 | 0.000 | 2.115 | 3.270 | 0.003 | 0.000 | 7.452 | 0.000 | 9.041 | 3.546 |
| 1957 | 5.482 | 8.768 | 0.000 | 2.143 | 3.539 | 0.004 | 0.000 | 8.448 | 0.000 | 9.298 | 3.779 |
| 1958 | 5.365 | 8.437 | 0.000 | 2.182 | 3.381 | 0.007 | 0.000 | 8.056 | 0.000 | 9.769 | 4.029 |
| 1959 | 5.391 | 7.909 | 0.000 | 2.255 | 3.966 | 0.005 | 0.000 | 10.216 | 0.000 | 9.544 | 6.039 |
| 1960 | 5.424 | 8.239 | 0.000 | 2.276 | 5.693 | 0.109 | 0.000 | 4.927 | 0.000 | 7.245 | 6.798 |
| 1961 | 5.788 | 8.621 | 0.000 | 2.442 | 6.080 | 0.009 | 0.000 | 12.496 | 0.000 | 10.327 | 6.114 |
| 1962 | 5.088 | 7.521 | 0.000 | 2.406 | 4.718 | 0.006 | 0.000 | 15.273 | 0.000 | 7.393 | 5.536 |
| 1963 | 5.454 | 7.995 | 0.000 | 2.456 | 5.414 | 0.009 | 0.000 | 18.861 | 0.000 | 6.689 | 4.967 |
| 1964 | 5.747 | 8.551 | 0.000 | 2.283 | 5.028 | 0.016 | 0.000 | 22.387 | 0.000 | 6.534 | 5.103 |
| 1965 | 5.203 | 7.414 | 0.000 | 2.247 | 4.401 | 0.023 | 0.000 | 23.015 | 0.000 | 5.404 | 5.061 |
| 1966 | 4.999 | 7.326 | 0.000 | 2.155 | 3.437 | 0.024 | 0.000 | 21.260 | 0.000 | 4.850 | 4.675 |
| 1967 | 5.305 | 7.583 | 0.000 | 2.131 | 3.744 | 0.030 | 0.000 | 25.131 | 0.000 | 4.681 | 5.238 |
| 1968 | 5.325 | 7.567 | 0.000 | 2.077 | 3.590 | 0.027 | 0.000 | 29.227 | 0.000 | 4.981 | 4.786 |
| 1969 | 5.316 | 7.363 | 0.000 | 2.031 | 2.890 | 0.027 | 0.000 | 29.952 | 0.000 | 5.257 | 4.983 |
| 1970 | 5.096 | 7.110 | 0.000 | 1.933 | 2.691 | 0.026 | 0.000 | 30.100 | 0.000 | 4.485 | 4.726 |
| 1971 | 4.890 | 6.553 | 0.000 | 1.881 | 2.571 | 0.022 | 0.000 | 25.143 | 0.000 | 4.900 | 4.527 |
| 1972 | 5.153 | 6.875 | 0.000 | 1.915 | 3.079 | 0.031 | 0.000 | 17.809 | 0.000 | 6.449 | 4.345 |
| 1973 | 5.004 | 6.715 | 0.000 | 1.711 | 3.070 | 0.037 | 0.000 | 17.935 | 0.000 | 6.182 | 3.980 |
| 1974 | 4.487 | 5.707 | 0.000 | 1.736 | 3.362 | 0.052 | 0.000 | 17.676 | 0.000 | 5.234 | 3.596 |
| 1975 | 4.216 | 5.337 | 0.000 | 1.469 | 2.957 | 0.067 | 0.000 | 17.674 | 0.000 | 4.487 | 3.157 |
| 1976 | 4.179 | 5.343 | 0.000 | 1.493 | 3.419 | 0.079 | 0.000 | 16.689 | 0.000 | 4.343 | 2.937 |
| 1977 | 4.411 | 5.448 | 0.000 | 1.456 | 3.741 | 0.096 | 0.000 | 15.757 | 0.000 | 4.097 | 3.764 |
| 1978 | 4.845 | 6.281 | 0.000 | 1.399 | 4.622 | 0.125 | 0.000 | 17.283 | 0.000 | 4.252 | 3.632 |
| 1979 | 4.805 | 6.209 | 0.000 | 1.331 | 4.886 | 0.138 | 0.000 | 17.557 | 0.000 | 4.071 | 3.459 |
| 1980 | 4.507 | 5.774 | 0.000 | 1.729 | 3.825 | 0.167 | 0.000 | 16.165 | 0.000 | 3.885 | 3.378 |
| 1981 | 4.737 | 6.309 | 0.000 | 1.751 | 3.455 | 0.217 | 0.000 | 15.957 | 0.000 | 3.943 | 3.591 |
| 1982 | 4.715 | 6.422 | 0.000 | 1.745 | 3.625 | 0.229 | 0.000 | 15.264 | 0.000 | 3.950 | 3.497 |
| 1983 | 4.665 | 6.348 | 0.000 | 1.933 | 3.443 | 0.269 | 0.000 | 14.901 | 0.000 | 3.919 | 3.407 |
| 1984 | 4.803 | 6.404 | 0.000 | 2.081 | 4.217 | 0.308 | 0.000 | 15.102 | 0.000 | 4.064 | 3.622 |
| 1985 | 5.464 | 6.533 | 0.000 | 2.190 | 4.267 | 0.266 | 0.000 | 15.071 | 0.000 | 3.876 | 6.472 |
| 1986 | 5.667 | 6.625 | 0.000 | 2.155 | 4.353 | 0.300 | 0.000 | 15.543 | 0.000 | 3.907 | 7.024 |
| 1987 | 5.857 | 6.952 | 0.000 | 2.290 | 4.573 | 0.250 | 0.000 | 16.283 | 0.000 | 4.341 | 6.867 |
| 1988 | 5.924 | 7.165 | 0.000 | 2.350 | 4.722 | 0.197 | 0.000 | 17.201 | 0.000 | 4.417 | 6.478 |
| 1989 | 6.203 | 7.529 | 1.126 | 3.742 | 2.913 | 2.913 | 1.257 | 12.726 | 0.772 | 3.536 | 8.071 |
| 1990 | 5.403 | 6.513 | 1.160 | 3.545 | 2.913 | 2.913 | 1.272 | 10.481 | 0.788 | 3.418 | 6.911 |
| 1991 | 5.259 | 6.305 | 1.160 | 3.534 | 2.913 | 2.913 | 1.306 | 10.278 | 0.805 | 3.415 | 6.652 |
| 1992 | 5.106 | 6.117 | 1.128 | 3.513 | 2.913 | 2.913 | 1.314 | 9.845 | 0.800 | 3.401 | 6.465 |
| 1993 | 4.960 | 5.928 | 1.066 | 3.478 | 2.913 | 2.913 | 1.316 | 9.294 | 0.825 | 3.356 | 6.293 |
| 1994 | 5.056 | 6.140 | 1.094 | 3.506 | 2.913 | 2.913 | 1.357 | 9.889 | 0.806 | 3.352 | 6.313 |
| 1995 | 5.003 | 6.020 | 1.209 | 3.499 | 2.913 | 2.913 | 1.346 | 9.735 | 0.794 | 3.347 | 6.246 |
| 1996 | 4.940 | 5.901 | 1.221 | 3.481 | 2.913 | 2.913 | 1.298 | 9.477 | 0.749 | 3.327 | 6.226 |
| 1997 | 7.277 | 8.508 | 1.927 | 5.529 | 4.762 | 4.762 | 2.088 | 13.463 | 1.235 | 5.305 | 9.027 |
| 1998 | 7.091 | 8.082 | 1.902 | 5.479 | 4.762 | 4.762 | 2.078 | 12.774 | 1.227 | 5.235 | 8.928 |
| 1999 | 7.049 | 7.926 | 1.855 | 5.472 | 4.762 | 4.762 | 2.133 | 12.493 | 1.290 | 5.182 | 9.151 |
| 2000 | 6.355 | 7.101 | 1.680 | 5.359 | 4.762 | 4.762 | 2.166 | 10.733 | 1.201 | 5.078 | 7.972 |
| 2001 | 6.371 | 7.069 | 1.690 | 5.361 | 4.762 | 4.762 | 2.152 | 10.870 | 1.183 | 5.080 | 7.985 |
| 2002 | 6.317 | 6.957 | 1.711 | 5.368 | 4.762 | 4.762 | 2.101 | 10.659 | 1.110 | 5.074 | 7.937 |
| 2003 | 6.497 | 7.099 | 1.664 | 5.357 | 4.762 | 4.762 | 2.085 | 10.701 | 1.088 | 5.065 | 8.648 |

表6 消費税を除く間接税実効税率（消費税導入以降）（単位 %）

| 年度 | 消費支出 | 食料 | 光熱・水道 | 交通・通信 | 教養娯楽 | その他の消費支出 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 1989 | 3.522 | 4.616 | 0.829 | 9.814 | 0.623 | 5.158 |
| 1990 | 2.720 | 3.601 | 0.633 | 7.568 | 0.505 | 3.999 |
| 1991 | 2.575 | 3.392 | 0.621 | 7.366 | 0.502 | 3.740 |
| 1992 | 2.434 | 3.204 | 0.600 | 6.932 | 0.489 | 3.553 |
| 1993 | 2.295 | 3.016 | 0.565 | 6.381 | 0.444 | 3.380 |
| 1994 | 2.402 | 3.227 | 0.593 | 6.976 | 0.439 | 3.401 |
| 1995 | 2.348 | 3.107 | 0.586 | 6.822 | 0.435 | 3.334 |
| 1996 | 2.291 | 2.989 | 0.568 | 6.564 | 0.415 | 3.313 |
| 1997 | 2.951 | 3.746 | 0.767 | 8.701 | 0.543 | 4.265 |
| 1998 | 2.758 | 3.320 | 0.717 | 8.012 | 0.473 | 4.167 |
| 1999 | 2.719 | 3.164 | 0.710 | 7.731 | 0.420 | 4.389 |
| 2000 | 2.052 | 2.339 | 0.597 | 5.971 | 0.316 | 3.210 |
| 2001 | 2.068 | 2.307 | 0.599 | 6.108 | 0.318 | 3.223 |
| 2002 | 2.022 | 2.195 | 0.606 | 5.897 | 0.312 | 3.175 |
| 2003 | 2.218 | 2.337 | 0.595 | 5.939 | 0.304 | 3.886 |

備考) 「住居」「家具・家事用品」「被服及び履物」「保健医療」「教育」はゼロ。

表7 消費税を増税した場合の間接税実効税率と増加率（単位 %）

| | 消費支出 | 食料 | 住居 | 光熱・水道 | 家具・家事用品 | 被服及び履物 | 保健医療 | 交通・通信 | 教育 | 教養娯楽 | その他の消費支出 |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 5%増税 | 10.733 | 11.857 | 3.049 | 10.080 | 9.524 | 9.524 | 4.217 | 15.152 | 2.277 | 9.822 | 13.139 |
| 増加率 | 65.20 | 67.03 | 83.18 | 88.16 | 100.00 | 100.00 | 102.29 | 41.59 | 109.21 | 93.90 | 51.93 |
| 10%増税 | 15.019 | 16.619 | 4.573 | 14.842 | 14.286 | 14.286 | 6.326 | 19.913 | 3.415 | 14.584 | 17.901 |
| 増加率 | 131.17 | 134.12 | 174.77 | 177.06 | 200.00 | 200.00 | 203.44 | 86.09 | 213.82 | 187.91 | 107.00 |

備考) 増加率は2003年度の間接税実効税率との比較による。

5. 家計の間接税負担の推移

前節で推計した間接税実効税率を用いて、家計の間接税負担の推移を推計しよう。間接税実効税率を利用することで、様々な分析が可能となる¹⁷⁾。ここでは所得階級の視点から間接税負担の推移を調べる。

総務省統計局『家計調査』十分位別の所得および消費のデータを用いる。10大費目別の消費の所得階級別データに対して間接税実効税率を乗ずれば、所得階級別の間接税負担額を得ることができる。それを「勤め先収入」で除算することで、所得階級別の間接税負担率が推計できる。

¹⁷⁾ 他にも、税制改革のシミュレーション分析などへの応用が可能である。シミュレーション分析は、税制改革の将来を見通すためには欠かせないにも関わらず、分析に必要なパラメータを推計する文献は非常に少ない。税制改革のシミュレーション分析のための基礎的な税制パラメータの提供も、本稿の目的のひとつである。

図3 所得階級別の間接税負担率の推移

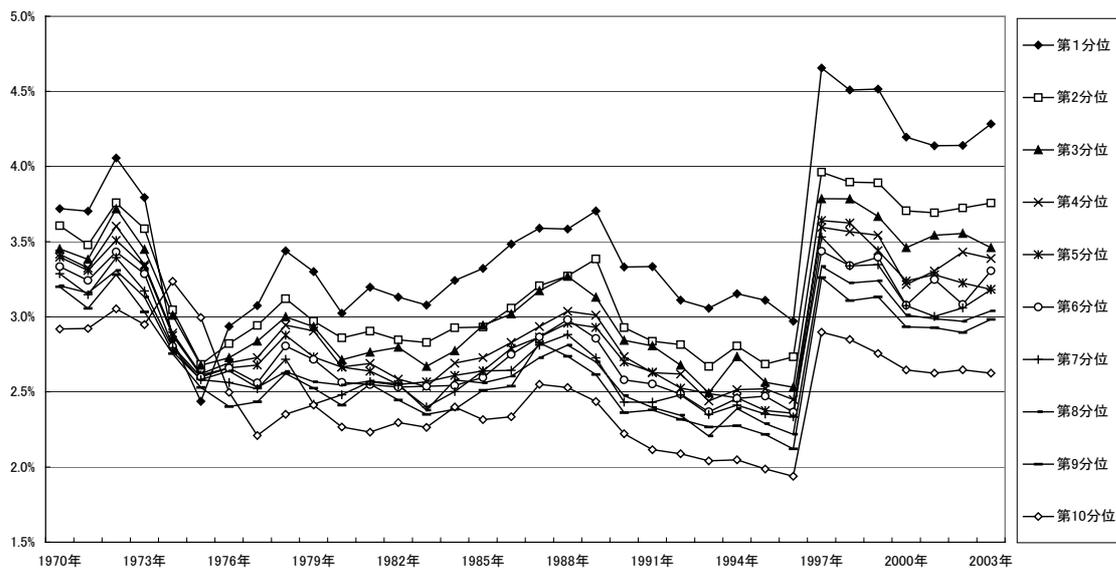


図3は所得階級別の間接税負担率の推移である。消費税率が5%に引き上げられた1997年度までは、全体的な傾向として間接税負担率は低下し続けた。しかし、低所得階級においては、間接税負担率がさほど低下せず若干の上昇をみせている。5%への消費税率の引き上げは、当然ながらすべての所得階級の間接税負担率を上昇させたが、特に低所得階級の負担率を相対的に高めた。

なお、1989年度に3%の消費税が導入されたが、図3を見る限り、家計の負担に対して大きな変化はみられない。物品税の廃止にともない、消費税が導入されたものの、家計の負担は若干の低下をみせる。ただし、1997年度の消費税率の5%への引き上げについては、純粋な間接税の増税であったことから、家計の負担が高くなった。

また、物品税の時代に比べて、消費税率が5%に引き上げられて以降、第1分位から第10分位までの間接税負担率の幅が広がっている。これは、間接税が逆進性の性質をもっていることを表している。逆進性は、低所得者に対して相対的に高い負担、高所得者に対しては相対的に低い負担を課すことである。これを詳しく考察するために、家計の不平等度と間接税負担の関係のみてみよう。

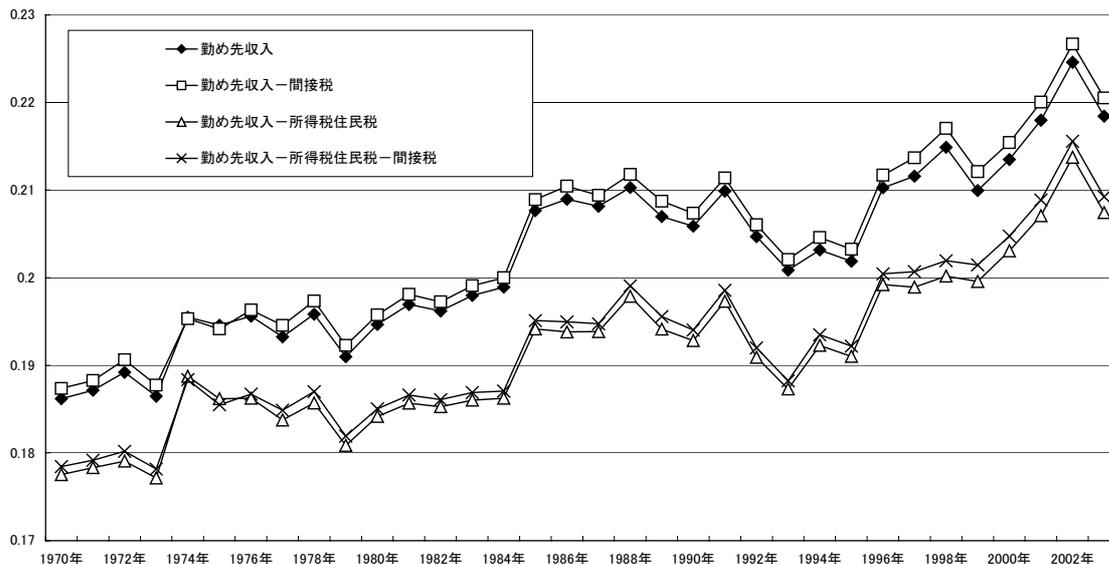
図4はもっとも代表的な不平等度であるジニ係数の推移を示したものである。ここでは家計に対して課税される所得税住民税も考慮する。『家計調査』十分位データの「勤め先収入」と「世帯人員」に対して各年度の所得税住民税の税制を適用することで所得税住民税が計測できる¹⁸⁾。さらに、「消費支出」に間接税実効税率を適用すれば、間接税負担額が得られる。

ジニ係数は1に近いほど不平等であることを示す。「勤め先収入」、所得税住民税額、間接税負担額を利用すれば、課税前の収入と課税後の収入に対するジニ係数を計測できる。図4によれば、全体的なジニ係数は年々高まっていることと、所得税住民税は不平等度を抑制するものの、間接税が不平等度を高めることがわかる¹⁹⁾。これは、間接税のもつ逆進性が理由である。

¹⁸⁾ 所得税住民税は、専業主婦世帯を想定し、基礎、配偶、配偶者特別、扶養、特定扶養、社会保険料といった各種所得控除を考慮して推計されている。なお、配偶者を除く2人以上の扶養控除対象者がいる場合、1人は特定扶養控除の対象であると想定している。また、社会保険料控除は財務省方式によって計算している。

¹⁹⁾ ジニ係数が年々高まっていることが、直ちに所得分布の不平等化を意味するとは限らない。様々な解釈があるが、単に高齢化の進展が見かけ上の不平等度を高めているという指摘は重要である。高齢者になるほど、世代内の不平等度は高まり、それが全体の所得分配を不平等化させる可能性がある。大竹(2005)を参照。

図4 課税前および課税後収入に関する不平等度の推移



消費税率を再び引き上げる際には、逆進性の問題もひとつの焦点となるであろう。それに対抗すると考えられている政策が複数税率化である。欧州の付加価値税では、食料に対して軽減税率を設けるのが一般的である。それに習い、税率の引き上げに際して、わが国でも食料について軽減税率を求める声が高まることが予想される。

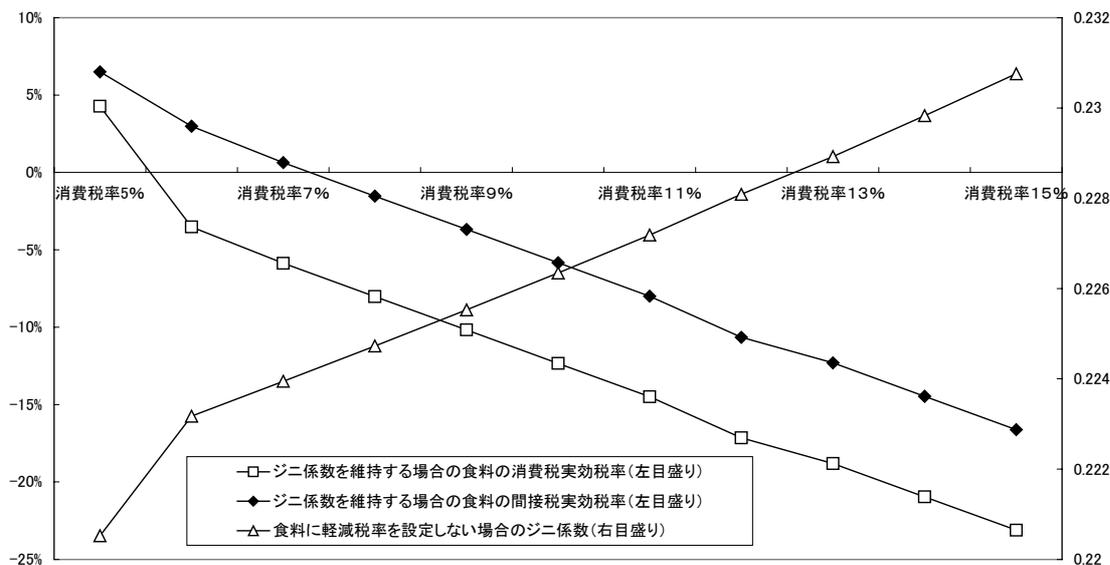
村澤・湯田・岩本(2005)や橋本・上村(1997)では、特定の物品に対して軽減税率を適用する政策は、効率性と公正性のトレード・オフの問題に直面することが数量的に示されている。最適消費税の理論によれば、食料のように価格弾力性の低い物品に対して税率を相対的に低めに設定することは、効率性を阻害する結果となる。結果的には、社会が課税後の所得分配に対してどのような価値判断をもつかによって、軽減税率が導入されるべきかの判断が分かれる。

本稿では、効率性については考慮の外におき、間接税課税後の所得分配の公正性に注目したい。考える問題は次のようなものである。食料以外の消費税率を増税するとき、現在の課税後の不平等度を維持するような食料への消費税率はいくらになるか。具体的には 2003 年度の不平等度が中立となるような消費税率を求めてみた。言い換えれば、不平等度を一定に保つために必要な食料の消費税率はいくらになるかを測定したのである。

分析結果は図5に掲げられている。食料を含むすべての物品に対して消費税を増税する場合、消費税率が高まるにしたがって、図5のジニ係数のように、「勤め先収入」から間接税負担を差し引いた課税後の収入の不平等度が高まってゆく。一方、消費税率 5%のときの不平等度を維持するための食料への消費税を逆算すると、当然ながら食料への軽減税率が必要になってくる。

食料以外の消費税率を高めるにしたがって、食料への消費税率は低くなる。消費税率を 1%増税して 6%にしたとき、不平等度を維持するために必要な食料への消費税率はマイナスになる。食料への消費税率は、他の物品への消費税率を高めれば高めるほどマイナスが大きくなってゆく。食料に対する他の間接税を含めても、消費税率 8%の段階で食料への間接税率はマイナスになる。

図5 食料の間接税実効税率と不平等度



マイナスの消費税は政策的に不可能である。これが何を意味するのか。すなわち、消費税によって不平等度を操作することはナンセンスであるということである。食料に対して軽減税率を課したところで、それが不平等度に与える影響は非常に小さい。不平等度に貢献させるためには、食料に対してマイナスの税率が必要になる。これは、高所得者も低所得者と同様に食料への消費を行っているため、軽減税率の恩恵を双方がともに受けることで、所得再分配機能が弱まるからである。

所得の再分配機能を期待して、食料への軽減税率を設定することには、ほとんど意味がない。本稿では効率性については捨象しているが、価格弾力性の低い食料に対して軽減税率を設けることは、効率性の阻害にもつながる。したがって、不平等度の改善を図りたいのであれば、消費税の軽減税率とは異なる政策を採用すべきであろう。

6. むすび

本稿では、1950年度から長期にわたる家計への間接税実効税率を推計し、推計方法の詳細について丁寧に解説した。さらに、推計された間接税実効税率を用いることで、家計の間接税負担の構造、ならびに消費税の今後について考察を行った。簡単に分析結果をまとめてみよう。

間接税実効税率の推移を眺めると、道路特定財源の間接税を含む「交通・通信」以外については比較的安定した推移をたどっている。1988年度に物品税が廃止され、1989年度に消費税が導入された。それにとともに、それぞれの物品に対する実効税率は比較的安定している。

しかしながら、消費税の非課税取引の存在や、その他の間接税が現存することにより、各々の物品への間接税実効税率は様々である。「交通・通信」は10%以上であり、「食料」も7%程度となっている。このことが、今後消費税を増税したときに、間接税実効税率の上昇率に与える影響を、個々の物品によっ

てまちまちにする。

続いて、家計の間接税負担について考察された。所得階級別の間接税負担率は、過去の経緯は低下傾向にあったが、1997年度の消費税率の5%への引き上げを機にして上昇している。また、1997年度以後の間接税負担率は、所得階級によって開きが大きい。このことは、間接税がもつ逆進性に関係している。

家計の所得と税負担に関する不平等度を測定すれば、家計の所得は間接税負担を控除することによって不平等が高まる。これは、消費税をはじめとする間接税が逆進性をもっていることによっている。今後消費税を引き上げる際には、逆進性の問題が焦点となることは間違いない。

そこで、2003年度の不平等度を一定にするような、食料への消費税の軽減税率とその他の物品に対する消費税率を求めた。その他の物品の消費税率を高めれば、不平等度を一定にするための食料への消費税が下がってゆく。結果として、その他の物品への消費税率を6%にしたとき、食料への消費税はマイナス税率が必要となる。つまり、所得再分配を期待して、食料への軽減税率を設定することには意味がないことがわかった。

参考文献

岩本康志・尾崎哲・前川裕貴(1995)「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について(1): 概念の相違と標本の偏りの問題の検討」『フィナンシャル・レビュー』, 大蔵省財政金融研究所。

岩本康志・尾崎哲・前川裕貴(1996)「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について(2): ミクロデータとマクロデータの整合性」『フィナンシャル・レビュー』, 大蔵省財政金融研究所。

橋本恭之・上村敏之(1997)「村山税制改革と消費税複数税率化の評価: 一般均衡モデルによるシミュレーション」『日本経済研究』第34号。

大蔵省財政史室編(1982a)『昭和財政史—終戦から講和まで—第7巻 租税(1)』東洋経済新報社。

大蔵省財政史室編(1982b)『昭和財政史—終戦から講和まで—第8巻 租税(2)・税務行政』東洋経済新報社。

大蔵省財政史室編(1982c)『昭和財政史—終戦から講和まで—第18巻 資料(2)』東洋経済新報社。

大蔵省財政史室編(1997a)『昭和財政史—昭和27年~48年—第6巻 租税』東洋経済新報社。

大蔵省財政史室編(1997b)『昭和財政史—昭和27年~48年—第15巻 資料(3) 租税・国債』東洋経済新報社。

大竹文雄(2005)『日本の不平等: 格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。

金子能宏・田近栄治(1989)「勤労所得税と間接税の厚生コストの計測: 勤労者標準世帯の場合」『フィナンシャル・レビュー』, 大蔵省財政金融研究所。

国税庁『国税庁統計年報書』。

財務省財務総合研究所『財政金融融合計月報: 租税特集』。

総務省統計局『家計調査年報』。

総務省統計局『国勢調査』。

総務省統計局『接続産業連関表』。

総務省統計局(2000)『産業連関表』。

総務省編『地方財政白書』。

佐藤進・宮島洋(1990)『戦後税制史(第二増補版)』税務経理協会。

林宏昭(1995)「間接税負担の構造：世帯別負担と消費税導入の影響」『租税政策の計量分析：家計間・地域間の負担配分』第5章，日本評論社。

林宏昭・橋本恭之(1993)「消費項目別の間接税実効税率の推計：1953年から1990年までの推移」『四日市大学論集』第5巻第2号。

村澤知宏・湯田道生・岩本康志(2005)「消費税の軽減税率適用による効率と公正のトレード・オフ」『経済分析』第176号，内閣府経済社会総合研究所。